



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

ふ化業者の登録（畜産課）	1
土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）	1
公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	2

### 公 告

地籍調査の成果の認証（県土・跡地利用対策課）	2
種苗生産事業者講習会の開催（森林管理課）	2
大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）	2
建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	3
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	5

### 選挙管理委員会事項

不在者投票を行うことができる施設の指定	5
---------------------	---

### 収用委員会事項

収用の裁決手続開始の決定	6
--------------	---

## 告 示

### 沖縄県告示第334号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 登録番号 沖縄R4-1号
- 2 登録年月日 令和4年8月5日
- 3 登録業者の名称及び住所 農事組合法人全沖ブロイラー生産組合 名護市宇田井等1142番地4
- 4 ふ化場の名称及び所在地 農事組合法人全沖ブロイラー生産組合久志孵卵場 名護市宇久志1381番地1

### 沖縄県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり東原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
辺土名豊一	宮古島市平良字島尻292番地
武島源忠	宮古島市平良字島尻288番地
島尻景昌	宮古島市平良字島尻550番地2

**沖縄県告示第336号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 竹富町小浜島地内（南風田地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

**公 告**

---

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調査を行った者の名称 那覇市
- 2 調査期間 令和元年8月1日から令和4年2月4日まで
- 3 成果の名称 那覇市港町二、三丁目・曙三丁目の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域 那覇市曙3丁目、港町2丁目及び港町3丁目
- 5 認証年月日 令和4年7月29日

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和4年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和4年10月3日（月曜日）午前9時30分から午後5時15分まで
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁9階第4会議室
- 3 対象者 林業種苗生産事業に従事する者又は従事しようとする者
- 4 受講手続 受講申込みは、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-82-2342）において令和4年9月13日から同月21日までに行うこと。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部森林管理課（電話番号098-866-2295）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年9月13日から令和5年1月13日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工労働課において縦覧に供する。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテうるま店 うるま市塩屋浜原502番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 梅田圭
- 3 届出年月日 令和4年7月12日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工労政課において縦覧に供する。)

5 変更の年月日 次の表のとおり

(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工労政課において縦覧に供する。)

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年9月13日から令和5年1月13日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工労政課において縦覧に供する。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン具志川ショッピングモール うるま市字前原303番地ほか54筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 鯉淵豊太郎
- 3 届出年月日 令和4年7月22日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前6時から午後9時まで  
変更後 24時間
- 5 変更する年月日 令和4年10月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年6月30日
  - (2) 商号名 株式会社伊良部土建
  - (3) 代表者名 伊良部和博
  - (4) 所在地 宮古島市平良字西仲宗根857番地3
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第11958号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年6月30日
  - (2) 商号名 株式会社J I N

- (3) 代表者名 新城康仁  
(4) 所在地 宜野湾市普天間二丁目18番6号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12103号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年6月30日  
(2) 商号名 うるま電省  
(3) 代表者名 平良守  
(4) 所在地 うるま市石川東恩納633番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13255号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年6月30日  
(2) 商号名 大豊建設株式会社  
(3) 代表者名 豊里友和  
(4) 所在地 沖縄市泡瀬一丁目36番6号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第8424号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年6月30日  
(2) 商号名 株式会社第一三興建設  
(3) 代表者名 山城一三  
(4) 所在地 那覇市久茂地2丁目8番1号1階  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第10944号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月7日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年6月30日  
(2) 商号名 鳶竜組  
(3) 代表者名 與儀竜徳  
(4) 所在地 名護市字親川110番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第13712号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年6月30日  
(2) 商号名 中城ペイント  
(3) 代表者名 刈谷竜潮  
(4) 所在地 中城村字奥間827番地5  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第12669号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月8日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事

業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 令和4年6月30日  
(2) 商号名 有限会社サンコウ  
(3) 代表者名 比嘉諭  
(4) 所在地 名護市大西五丁目11番1号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第9965号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和4年6月30日  
(2) 商号名 株式会社フジタ電建  
(3) 代表者名 藤田則夫  
(4) 所在地 豊見城市字高安935番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第7885号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月13日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和4年7月8日  
(2) 商号名 榊屋組  
(3) 代表者名 照屋寛秀  
(4) 所在地 読谷村字座喜味610番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第14233号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年9月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月11日 沖縄県指令土第440号、令和元年11月28日 沖縄県指令土第814号(変更)、令和3年2月17日 沖縄県指令土第109号(変更)、令和4年4月25日 沖縄県指令土第398号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市越来一丁目399番ほか27筆並びに402番地先、406番地先、407番地先、408番地先、409番地先、420番地先及び424番地2地先(2工区)
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市長 桑江朝千夫
- 5 検査済証番号 令和4年8月26日 第4824号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月2日

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

令和4年9月13日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
博愛病院	南風原町字新川485番地1	令和4年8月19日
那覇民主診療所有料老人ホーム	那覇市松尾2丁目17番34号	令和4年8月19日

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年9月13日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 名護市
- 2 事業の種類 名護都市計画道路事業3・5・名28号宮里大南線（沖縄県名護市大南四丁目並びに宮里五丁目及び六丁目地内）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
名護市大南四丁目	3029番1	宅地	宅地	223.28	227.40	40.54	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK01P、P01、0+15.0R、K02P、KN60〃、KN61〃、KN62〃及びK01Pの各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
當真正幸	名護市大南二丁目11番5号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年8月18日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--